



歴史的風致維持向上支援法人の指定について

本市では、令和4年3月に国から認定を受けた「浜松市歴史的風致維持向上計画※1」へ位置づけた歴史まちづくりに関する施策の推進に取り組んでいるところです。

このたび、歴史まちづくり法※2（法第34～37条）を活用し、歴史的風致の維持向上についての専門的知識や実績等を有するNPO法人、一般社団法人を「歴史的風致維持向上支援法人（以下、支援法人）※3」に指定しました。

なお、今回の支援法人の指定は、東海4県で初めてとなります。

1 趣旨

少子高齢化による人口減少により、歴史的風致※4の要素である寺社等の歴史的建造物の保存や祭礼等の伝統行事の継承に影響がでている。

そこで、支援法人を指定し、歴史的風致維持向上協議会※5への参画、伝統芸能の継承、歴史的建造物の整備及び管理などの各種施策を実施する主体として位置づけ、さらなる歴史的風致の維持向上を図り、地域の魅力向上や観光振興につなげていくもの。

2 指定する法人

- ・ NPO法人わたぼうしグランドデザイン 代表理事 やまもと山本 はやと逸斗
- ・ 一般社団法人College Impact Japan カレッジ インパクト ジャパン 代表理事 たじま田島 きよみ喜代美

3 指定年月日 令和7年3月24日（月）

4 両法人の主な活動内容

- ・ 両法人は、市内大学生や大学教員を中心に設立され、連携した活動をしている。
- ・ 国指定重要無形民俗文化財「川名のひよんどり」、市指定無形民俗文化財「勝坂神楽」の継承活動等を通じて、中山間地域の活性化、地域コミュニティの維持、歴史的な集落景観の保全、ICTを活用した地域の魅力発信などに取り組んでいる。

※1 浜松市歴史的風致維持向上計画

歴史的風致維持向上計画とは、歴史まちづくりを進める自治体が当該計画を作成し、これを国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった、重点的な支援を受けることができるようになる。

浜松市歴史的風致維持向上計画（認定：令和4年3月25日）では、維持向上すべき歴史的風致12か所、重点的かつ一体的に歴史まちづくりを推進する重点区域3地区を設定。計画に位置付けた様々な事業を、国の支援措置を活用しながら実施。計画期間は令和4～13年度。計画概要は別添資料。

重点区域とは、「重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地」にあつて、かつ、「歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域」のことをいう。

※2 歴史まちづくり法

正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)

法の目的：歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取り組みを国が積極的に支援することにより個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する

※3 歴史的風致維持向上支援法人

市町村が指定する、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等。全国では8市町15法人が指定されている。

福島県白河市(1)、栃木県栃木市(1)、埼玉県川越市(1)、和歌山県和歌山市(2)、山口県萩市(1)、福岡県太宰府市(3)、佐賀県基山町(2)、熊本県熊本市(4)

※4 歴史的風致

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（歴史まちづくり法第1条）

<p>歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動</p>  <p>八幡神楽</p>	<p>歴史的風致 一体となって形成してきた良好な市街地の環境</p>  <p>みさくほ 水窪まつりの範囲</p>	<p>歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地</p>  <p>かんばら 神原八幡宮</p>
--	--	--

※5 歴史的風致維持向上協議会

外部の多様な主体と連携するために、「歴史的風致維持向上計画」の作成等に関する協議並びに円滑な実施に係る連絡調整を行う協議会。委員構成は、学識経験者、住民団体、まちづくり関連団体、専門家（有識者）、観光関連団体、商工関連団体及びオブザーバー等による。